

◇吉野久君

○議長（後松一成君） 次に、10番の吉野久君の一般質問を許可いたします。

（10番 吉野久君 登壇）

○10番（吉野久君） 一般質問をいたします。

秋田県の実験的役割を果たした美郷町の合併は、旧3町村長や役場職員の合併を成就させようという努力と議会の協力、そして地域住民の理解と信頼を得ながら、ほぼ理想的な姿で実現したものと考えます。県内の他の合併協議会の動向を勘案すれば、その足跡は自負すべきものであり、改めて関係各位のこれまでのご尽力に敬意を表するものです。

さて、三位一体改革が示されて以来、市町村合併は国や地方の財政難を克服するための手段として論じられ、道州制などスケールメリットによる行政のスリム化、効率化ばかりが注目されるようになりました。確かに少子高齢化社会に対応し、多様化する住民ニーズにこたえるためには、合併によって行政効率や財政基盤を高める必要があるでしょう。しかし、合併本来の目的は、分権の受け皿として自治体みずからが体質改善することです。今後交付税総額が縮小しても、自由裁量の財源がふえる分工夫の余地も生まれるでしょう。肝心なのは国に依存する姿勢から脱却し、みずからの知恵で財政難を克服しながら地方独自の個性を生かし、住民が参画・協働する町づくりを行うことです。

一方、美郷町の現況を航海に例えれば、2万4,000人の乗客を乗せた合併美郷丸が松田船長のもと306名の乗務員とともに、今ようやく旧来の港を出帆したところでしょう。その航海では、少子高齢化社会への対応や財政難の克服など数々の荒波を受けながら、新町建設計画にある奥羽山脈と仙北平野の大自然のもとでお互いを高め、尊重し合い、新しさと古さを求める創造性あふれる町づくりを目指さなければなりません。私は、以上の観点から、今後の町づくりについて次の3点を質問し、町長の所信をお伺いするものです。

最初に、合併美郷丸が目指す方向として、合併に向けて策定された新町建設計画と、地方自治法上美郷町として策定が義務づけられ、議会の議決を得なければならない新町基本構想との関連について町長の見解をお伺いいたします。

合併協議の過程で住民に示された建設計画は、地域の歴史や文化を尊重しながら、現在の状況と今後の課題、町づくりへの基本理念と目指すべき将来像、そしてその実行手段としての主要施策と重点事業をうたっております。私は、美郷町民に約束した建設計画の主要施策と重点事業は、当然基本構想に盛り込まなければならないと考えます。また、建設計画の完成度は、そのまま基本構想として採用してもおかしくない内容と考えます。町長は、美郷町として策定されるこの新町基本構想に、新町建設計画をどう反映させるお考えでしょうか。町長

の理解をお伺いいたします。

次に、合併美郷丸を運行する乗務員体制として、町がみずからの知恵で財政難を克服しながら、地方独自の個性を生かした町づくりを行うために必然と考える役場組織と職員の活性化についてお伺いいたします。合併で一番に激変したのが役場組織であり、職員の環境でしょう。現在、一人一人の職員が非常によい緊張感を持って職務についていると実感しています。しかし、環境になれてしまうのも人間であり、その人心を掌握するのが町長の務めです。また、他町村に比べ美郷町職員は潜在能力が高いと評価していますが、さらにそれを引き出すのも町長の務めでしょう。合併により美郷町職員は306名となりました。適正職員数と言われる226名から80名多い今だからこそ、その人材の適材適所を見きわめながら、個々の事業に専任させ、きめ細かく配置することも可能です。私は、役場が元気でなければ町は活性化しない、町が活性化しなければ住民は幸せを実感できないと考えます。そして、組織、職員ともに活性化した役場は、分権の受け皿として十分機能するでしょう。町長はどんなスタンスで職員と接し、どういう手法で役場組織を活性化させるのか、町長の方針をお伺いいたします。

最後に、合併美郷丸の運行上必要な乗客の協力体制として、美郷町民の町づくりへの理解と参画・協働の意識をどう醸成していくのかをお伺いいたします。最近各種委員会の公募制やパブリックコメント制度の条例化、TMOやNPO活動への支援など、自治体が住民とのかかわりを深めようとする動きが増加してきました。また、町づくりへの参画・協働の精神をより持続していこうという考え方から、「まち育て」という言葉も生まれました。今後、合併美郷町は住民に対し、サービスの低下や負担の増加をお願いすることもあるでしょう。新町建設計画で取り上げた重点事業の推進でも、住民の理解と参画・協働を仰がねばなりません。私は合併本来の目的は、自治体みずからの知恵で財政難を克服しながら、地方独自の個性を生かした住民参画・協働の町づくりを行うことと考えます。それが成就して初めて、町民に合併が理解され評価されるでしょう。今後の町づくりでは不可欠と考える町民の町づくりへの理解と参画・協働の意識をどう醸成していくのか、町長の所信をお伺いいたします。以上です。

○議長（後松一成君） 10番、吉野久君の一般質問に対する答弁を求めます。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 吉野議員のご質問にお答えいたします。

初めに、新町建設計画と基本構想との関連についてですが、まず新町建設計画については合併特例法第5条において規定されており、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉向上等を図るなどのために策定され、合併市町村のマスタープランとして位置づけられ

るものです。そして、合併に伴うさまざまな財政措置もこの建設計画をもとにすることとなっております。一方、基本構想については、地方自治法第2条第4項において規定されているもので、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための構想と位置づけられ、市町村が住民の負託にこたえ、適切な地域社会の経営の任を果たすために、将来を見通した長期にわたる経営の基本とするために策定されるものです。したがって、ともに美郷町の将来を築いていくためのものでありますので、今後策定する基本構想については、新町建設計画との整合に十二分に留意しながら、総合的かつ長期的な展望に立った構想とするよう策定し、ご議決をいただいてまいりたいと考えております。なお、新町建設計画にある主要施策や重点事業については、町づくりに向けた仮称ですが、前期実施計画の中に、優先度や財源見通しなどに配慮しながら取り込んでまいりたいと考えております。

次に、役場組織と職員の活性化についてですが、ご指摘のとおり将来目標の適正職員数に比べれば、現在の職員数は柔軟な対応が可能な人数と存じます。しかし、現在のところはまだ各種調整事項への対応や想定しない課題等への対応などで、組織的にも人員配置的にも議員がおっしゃるようなきめ細かい配置は難しい状況です。さまざまな課題等を乗り越え、制度的にも体制的にも安定的に業務推進ができる状況を早期に確立し、より柔軟な職員配置が可能となるよう職員ともども頑張ってもらいたいと存じます。将来にわたっては組織機構や職員配置の再検討などで、よりきめ細かい対応は可能になるものと思いますが、まずは職員の能力を引き出していくよう、職員の発意や工夫を大切にするスタンスで職員に接してもらいたいと存じます。また、職員の自主研修制度や長期研修への参加、将来的には他組織との人事交流も視野に入れ、役場組織や職員の活性化を図ってもらいたいと存じます。

最後に、町民の町づくりへの理解と参画・協働についてですが、議員ご指摘のとおり、町づくりの基本理念は自治体みずからの知恵で財政難を克服しながら、地方独自の個性を生かした住民参画・協働の町づくりにあると考えております。また、町づくりの第一歩は、その地域に住む人たちが町に誇りを持ち、町を愛し、町をつくることにあると思います。そのためまずは町の考えを町民に情報発信し、それに対する町民各位の声をしっかりと町が受けとめるとともに、お互いに意見を交換することが大切と存じております。その手法として、町の広報紙やホームページの充実、町の施策概要を取りまとめた冊子などの発刊を通じて情報発信してもらいたいほか、集落座談会や各種委員会での意見交換を大切にし、町づくりへの理解を深めてもらいたいと存じます。また、既存の地域づくりの住民組織、六郷地区にも仙南地区にもありますが、こういったこれまで自発的に活動を展開してきた団体の活動を助長するとともに、町の取り組みにも参画していただき、住民参加で各種事業が企画推進できるよ

う検討してまいりたいと思います。また、こうした取り組みが、ひいては町づくりへの町民参画・協働の意識醸成を深めていくものと考えております。

以上をもって答弁を終わります。

○議長（後松一成君） 10番の再質問を許可いたします

○10番（吉野久君） 3項目質問しておりますので、3点再質問させていただきます。まず、基本構想についてですけれども、これまでの基本構想とはどちらかというと総花的で、また具体性に欠けるものではなかったかなと考えます。私はこういう財政難の時代だからこそ、基本構想にももっと具体性を持たせるべきだと考えております。県の行政改革大綱、町長はご存じだと思いますけれども、あの中には施策のいろいろな数値目標や、それから目標期日までも記載されております。そこまで細かくななくてもいいんですけども、町民にやはりわかりやすい構想をつくるべきだと考えておりますけれども、まずその点についてお伺いいたします。

○議長（後松一成君） 答弁。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問についてご答弁させていただきます。おっしゃるとおり、構想について町民がより理解しやすいように、また理解されやすいように意を払っていくことは必要なことと存じます。議員がおっしゃいました具体性をより町民にわかっていただくよう留意しながら取り組んでまいりたいと思います。以上です。

○議長（後松一成君） どうぞ。

○10番（吉野久君） 2点目は職員の問題ですけれども、採用についてお伺いいたしますけれども、今後は専門的な職員をもっと採用するようなことがあってもいいのではないかなと思います。例えばコンピューターソフトのプログラムや、また今この地域では史跡の発掘調査をいたしております。また、古文書の解読等々で力を発揮できる学芸員の採用、また当然に土木建築の積算とか、そういうこともございますけれども、例えば福祉の分野ではソーシャルワーカーとか、そういう専門的な知識を持つ職員を採用し、その担当にとどまらずそういう知識、技能を持った職員が他のいろいろな場に行くことも、またそれもそれで非常に役場の活性化につながっていくのではないかなと思いますけれども、そういうような専門知識を持つ、専門技能を持つ職員の採用については、どうお考えでしょうか。

○議長（後松一成君） 答弁。

○町長（松田知己君） ただいまのご質問に対して答弁させていただきます。

おっしゃるとおり専門的な知識を有した職員の採用は望ましいものと思いますが、美郷町が将来目指す職員規模からいたしますと、専門職としての採用はその職員の人事異動上の問

題から、かなり難しいものと思います。ただ、議員がおっしゃったとおり、さまざまな資格を有している職員を一般事務職として採用し、その資格を活用しながら、多方面で業務に精励されるということは望ましいものと思っておりますので、極力そういったさまざまな資格を有した方々が職場に入り、また職員の採用試験をパスすることを願っております。以上です。

○議長（後松一成君） 10番。

○10番（吉野 久君） もう1点再質問させていただきますけれども、町民との参画・協働の問題ですが、町長の答弁では広報・公聴の重要性、情報発信の重要性を言っておられますけれども、前の横手市の千田さんの「小さくてもきらり」という本の中に、「行政の職員はオルガナイザーたれ」という一文があったと記憶しております。その内容は、なかなか守れない流雪溝の使用状況について、職員が市民の中に飛び込んでいって、それを説明して理解してもらい、その流雪溝の使用を守ってもらったと、そういうことを書かれていたと思っておりますけれども、これからの町づくりで町民の協働・参画を持つためには、やはり町民の中に職員が飛び込んでいく、そういう姿勢が私は大事なんじゃないかなと思っております。確かに公聴・広報で、例えば広報紙またはホームページ等々で、町のいろいろな考え方や行事を書いて発信したとしても、果たしてそれが実際に読まれるのか。それより私は実際に職員が町民の中に飛び込むことこそ、参画・協働の意識を醸成するのではないのかなと考えますけれども、町長、いかがでしょうか。

○議長（後松一成君） 答弁。

○町長（松田知己君） ただいまのご質問に答弁させていただきます。

おっしゃるとおり行政運営は、現場があつて行政運営されるものです。したがいまして、職員が現場に出向くのは当然のことと考えております。なお、私が先ほど答弁で申しました広報・公聴についても、町民から私のところにおいでいただくというふうな広報・公聴だけではなくて、私が足を運んで町民の中に入っていくという広報・公聴もありますので、ご理解いただきたいと思います。以上です。（「終わります」の声あり）

○議長（後松一成君） これにて10番、吉野 久君の一般質問を終結いたします。